

平成30年度児童福祉行政指導監査に係る文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘の件数 (施設数)
1	・保護者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条第1項	29
2	・施設のみやすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第23条	43
3	・消火活動上必要な設備の点検が不十分であった。	・消防法第8条第1項	1
4	・保育士登録が完了していない方が保育士として従事していた。	・児童福祉法第18条の18	4
5	・児童に薬を与える場合、医師の診断及び指示による薬かどうかの確認が不十分であった。	・保育所保育指針第3章1(3)⑤	1
6	・保育士が2名以上配置されていない時間帯があった。	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項及び「延長保育事業の実施について」の別紙延長保育事業実施要綱4③ア	4
7	・特定教育・保育施設にて提供される便宜に要する費用に係る領収書を保護者に対し交付していない。	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第5項	1
8	・避難及び消化訓練が月1回以上実施されていない。	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	4
9	・保育の目標を達成するための全体的な計画の作成が不十分であった。	・保育所保育指針第1章3	1
10	・業務管理体制の整備に関して、事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合は、変更前及び変更後の行政機関の双方に届け出していない。	・子ども・子育て支援法第33条第6項、第55条第4項及び子ども・子育て支援法施行規則第46条	1
11	人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員を設置していない。	・和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条、第6条	1
12	・人権擁護推進員に対し、人権擁護に関する研修を実施していない。	・和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条	5
13	・人権擁護推進員、安全管理対策推進員、災害対策推進員を設置し、事務分掌に明記していない。	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第27条2	3

平成30年度児童福祉行政指導監査に係る文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘の件数 (施設数)
14	・職員が職務上知り得た児童保護者等の秘密について、在職中及び退職後も秘密を漏らすことがないよう、秘密保持等を課する規定を定めるなど必要な措置を講じていない。	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第27条2	1
15	・消防計画を作成し、消防署へ届け出していない。	・消防法第8条第1項	1
16	・法令遵守責任者を選任し、市町村長等に届け出していない。	・子ども・子育て支援法第33条第6項、第55条第4項及び子ども・子育て支援法施行規則第46条	1
17	・毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査を実施していない。	・学校保健安全法第5条	3
18	・食中毒が発生した場合に備え、マニュアルを作成するなど対応策を定めていない。	・「社会福祉施設における衛生管理について」別添大量調理施設衛生管理マニュアル	1
19	・食材料の納入に際して、検収場での品質、鮮度、品温、異物の混入等の点検結果を記録していない。	・「社会福祉施設における衛生管理について」別添大量調理施設衛生管理マニュアル	1